官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（最高裁二）　一
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務九）　二
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八一）　二
○都市計画に関する件（東北地方整備局七～一〇）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局七、八）　三
○道路に関する件（北海道開発局三～六）　四
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を告示する件（最高裁一）　五
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を告示する件（同二）　五
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の廃止に伴い、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則を告示する件（同三）　五
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、民事訴訟法第百三十二条の十第一項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する件（同四）　六
〔国会事項〕
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九、一〇）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣府　六
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
法　務
公証人任免（法務省）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
宅地建物取引業法第六十七条、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十九日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　訴えに係る事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）におけるこの規則による廃止前の民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則第一条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする申立て等、同規則第四条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする文書の写しの提出及び同規則第五条の規定による裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりする直送については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦